

令和4年1月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
1月6日	1月30日	<p>放課後児童クラブ 放課後児童クラブの開所時間ですが、沼津市は18時までとなっていると思います。令和4年3月の「市民の声」で時間を延長して欲しいとの意見があり、それに対し令和2年より1時間延長すると書かれたありました。沼津市子育てポータルサイトの放課後児童クラブ一覧の記載にも延長があるという記載があり、「対応できない放課後児童クラブもあります」とありました。これを見るとほとんどが18時以降も延長できるとしてしまい問い合わせたところ、沼津市は子ども18時以降開所していないとの返答がありました。長期休暇時、2地区のクラブが朝30分早く開所しているとのことでした。 子育てポータルサイトの文章は誤解を招きかねないと思いますので文章の変更をお願いいたします。</p> <p>更に、令和4年3月の「市民の声」でも挙がっていたように、近隣の市は民間の学童がいくつか(沼津にもあることは承知していますが入所条件があると思います)あり、時間も18時以降開所しているところもあるにもかかわらず沼津市は18時までとかなり制限があります。せめて保育園と同等の開所時間にして頂きたいです。フルタイムからパートに勤務形態を変更を余儀なくされています。ご検討をよろしくお願い致します。</p>	<p>この度は、放課後児童クラブの対応につきまして、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>本市では、地域の子どもは地域で育てるという観点から、現在、市内全体のクラブ運営を「沼津市放課後児童クラブ連絡協議会」へ業務委託のうえ、小学校区ごとに自治会・民生委員・学校・保護者の代表等で組織する「放課後児童クラブ運営委員会」にそのクラブ運営方針をご検討いただき、運営にも関わっていただいております。</p> <p>令和2年度から、各運営委員会の判断により、クラブの開所時間を最大1時間まで延長可能としておりますが、職員の配置等の条件を踏まえ、実施地域が少ないのが現状です。</p> <p>各クラブへの送迎やクラブ閉所時の預かりにつきましては、育児と仕事の両立を支援するファミリーサポートセンター(電話:055-952-8078)の活用もご検討ください。</p> <p>また、沼津市子育てポータルサイトの記載につきましては、現在開所時間の延長を実施していないクラブであっても、利用者からご意見をいただくことで、各運営委員会で検討できるよう記載しているものですが、誤解を招きかねないというご意見をいただき、一部修正しました。</p> <p>今後は、開所時間の延長や希望するサービスといった、利用者のニーズを把握するためのアンケートの実施など、安全に利用しやすいクラブにするため、どのような対応が適切であるか検討いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>	子育て支援課
1月10日	1月26日	<p>沼津市駅伝 駅伝大会の中止、大変驚きました。世間はウイズコロナでコロナと両立して行く方向にかじを切っている中、この判断は大変疑問です。関係者に聞くと、レベル3だと中止と開催要項に書いてあるからです。気になって去年の開催要項を見たら、コロナの条件が去年からまったく変わってないではありませんか！自宅待機期間やワクチンなどこれだけコロナに対する対応が日々変化する中、開催要項が去年からまったく変わってないのは行政の怠慢ではないですか！？安易に前年どおりにしたのではないですか？ウイズコロナもできないのに、ウイズスポーツとは笑ってしまいますね。人命や財産に関わる話ではないので処分云々の話ではないのですが、今後このようなことがないように、自分のこととしてきちんと考えてほしいです。スポーツの世界では大会に向かって一生懸命取り組んでいる子供がいます。</p>	<p>日頃から、本市のスポーツ振興にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ご意見のありました沼津市駅伝競走大会の開催中止について回答いたします。</p> <p>いただきましたご意見のとおり、スポーツ振興の点においては、コロナ禍においても感染対策をしながらできるだけスポーツの大会等を開催していくことが望ましいと考えております。この考えから、今年度におきましても町別ソフトボール大会をはじめ各種スポーツ大会を開催し、多くの方にご参加いただきました。</p> <p>一方で、新型コロナウイルスの感染拡大が急速に広まった際には、参加者の皆様、関係者の皆様、またそのご家族等への影響が懸念されることから、各種スポーツ大会の開催要項では予め一定の基準を設けることとし、内容につきましては、毎回関係者との協議において決定し、必要に応じて変更しております。沼津市駅伝競走大会につきましても、市スポーツ協会や陸上競技協会等の関係団体との協議を行った上で、開催要項を決定しております。</p> <p>本大会を楽しみにしていただいた皆様には残念な形となり大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	ウイズスポーツ課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
1月17日	1月26日	<p>仕様発注方式について</p> <p>沼津市が実施する工事は、他国に類を見ない我が国独自の仕様発注方式(詳細仕様を確定させた工事仕様書に基づいて、緻密な積算により予定価格を策定した上で、施工を発注する方式)で発注しています。「設計・施工の分離の原則」を絶対視しようとする動違いが、沼津市にも浸透しているからです。その結果、グローバルスタンダードな性能発注方式(実現を求める要求要件を規定した要求水準書に基づいて、見積書の徴収・査定により予定価格を策定した上で、設計と施工を一括発注する方式)の活用が、全く忌避されています。</p> <p>ところで、新国立競技場整備事業は、仕様発注方式で大失敗し破綻したのですが、性能発注方式(公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定された方式)で復活し成功しました。この事例から、性能発注方式には、仕様発注方式に起因する諸問題を解決するパワーがあることが明らかです。</p> <p>そこで、性能発注方式の活用を忌避させている前記の動違いが、「法令上の根拠規定を欠いた動違い」であることを次に記載します。</p> <p>「設計・施工の分離の原則」は、昭和34年発出の建設事務次官通達「土木事業に係わる設計業務等を委託する場合の契約方式等について」の中で打ち出されたものです。この通達を端緒として、「設計・施工の分離の原則」に基づく仕様発注方式が、法令上の根拠規定を欠いたまま、土木分野のみならず建築分野等も含めて全国に浸透し今日に至っているのです。</p> <p>問題は、今日では官民の技術力が逆転していることです。戦前の土木・建築の公共工事は、全てが官庁直営方式でした。このため、昭和30年代は、民間に比べて官庁の技術力が圧倒的に上でした。仕様発注方式は、このような時代に適合して生まれたのです。しかし、昭和から平成に移り変わる頃に官民の技術力は逆転し始め、今日では、民間が最先端の技術力を有しています。</p> <p>それゆえ、「この工事仕様書のとおりによつてくれ」といった仕様発注方式は、今日ではあたかも、技術力に劣る者が優る者に対して指図するような、おこがましい状況にあります。このことが、近年多発している「施工結果における責任問題」に直結しています。つまり、仕様発注方式では、発注者が示した工事仕様書に従った施工で生じた不具合の責任は、工事仕様書を示した発注者が負うことになるのです。これは、外部委託で作成した設計図書に起因する施工時の不具合についても同じであり、設計図書に基づく工事仕様書を示した発注者の責任は免れません。</p> <p>このことを具体的にご理解頂くために、仕様発注方式に起因して大阪府が発注者責任を問われた事例を次に記載します。</p> <p>2021年9月28日付の日経クロステック記事「調節池整備に伴う地盤沈下で大阪府に賠償命令、施工者は免責」によれば、大阪府が東大阪市に整備した宝町調節池の竣工から4年後に、調節池に隣接する民間工場の経営者から、整備工事で工場地盤が不同沈下して被害を受けたとして、損害賠償訴訟が提起されました。2021年9月、大阪地裁は判決で、設計段階での不同沈下対策の不備が原因として、大阪府の過失責任を認めて賠償を命じています。他方、施工業者の過失責任は否定しています。</p> <p>宝町調節池整備事業は、仕様発注方式でした。大阪府が示した工事仕様書に従った施工が不具合を生じたのですから、大阪府が責任を負うことになったのです。</p> <p>このような問題は、性能発注方式で解決できます。性能発注方式では、要求要件を示す要求水準書を用います。そこで、宝町調節池整備事業を例とすれば、実現を求める要求要件の一つとして「現場での工事は、第三者及び既存施設に害を及ぼさないように実施すること」を規定しておくことにより、受注業者の責任で設計と施工を通じた工場地盤の不同沈下対策ができるのです。</p> <p>仕様発注方式を性能発注方式に切り替えていく上でのモデル事例は、前記の新国立競技場整備事業です。工事規模の大小に関わらず、性能発注方式の基本的な取組み方や考え方は同じですから、新国立競技場整備事業は、理想的な要求水準書を作成した貴重なモデル事例であり、要求水準書に基づく業者見積もりの査定により予定価格を策定する上でのモデル事例となります。</p> <p>以上を、提言として具申致します。</p>	<p>建設工事の発注方法について、貴重なご意見を頂きありがとうございます。</p> <p>本市では、一般的な道路工事や下水道工事等の発注においては原則仕様発注方式としていますが、市営団地建替事業などの大規模な建築工事ではPFI手法を採用する中で性能発注方式による事業を実施をしています。</p> <p>今後も、国や他自治体の入札・契約制度について情報収集・研究を進め、コストと品質に優れた公共工事の調達に努めてまいります。</p>	契約検査課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
1月23日	1月30日	不適切な保育のニュースの件 全4件 保育事業所と保育士の名前と所長の名前を市民に公表した方がいいと思います。自分も小さい子供がいますけどもし自分の子供がされているらと思うと怒りを感じます?子供を預かる所がそのような事をしていい訳がないです。公表してしっかり責任を取らせただ方がいいです。いいわいいわでは済まされません。	今回、市内保育事業所において不適切な保育が行われていたことは、大変残念なことであり、あってはならないことであると考えております。 市では1月24日と25日に渡り、施設に対する特別指導監査を実施し、現在、詳細な経緯等について精査しているところです。 そのような中、市といたしましては、通所されている園児や保護者のプライバシーに配慮する必要があることから、個人の特定を防ぐことを目的として、現時点で施設名については公表を控えることとしております。	子育て支援課
1月25日	2月13日	子供の防寒着について 子供の現状では(中学)制服の上のカーディガン、マフラー、手袋、膝掛け等は、学校からの指示がある迄使用不可。 制服の下にベスト、セーター等の着用可だが、室内での調整は非常に不便。 部活動の日は何故かジャージの上にカーディガン、マフラー不可です。部活動で揃えた上着がある場合は可。 これは差別ですよ。 制服の上はカーディガン以外不可なので、 登校時、零度を下回る極寒、強風等の場合はかなり厳しいと思われます。 昭和の私の時代も関東でしたが、制服の上にコート可でした。 昔からの古い慣習なのか、特に公立の中高で同じような偏った規制を耳にします。 防寒着に関してはかなり個人差があると思うので、着用の時期や種類は自己判断でいいのではないのでしょうか。 毎年、寒くなっても指示がある迄我慢して登校しているのを疑問に思っていました。	日頃より、本州市立中学校の運営に御理解をいただき、ありがとうございます。 中学生の制服等の服装をはじめ、学校生活の約束事につきましては、校則において規定が設けられています。 これは、自ら中学生としての自覚を持ち、自分を律することができるようにすること、華美な服装等に注意を払うことなく、校内で学業に集中できるようにすること等、学校においてより良い共同生活を送るため、一人一人が共通して守るべきルールとして位置づけられるものです。 一方、服装につきましては、防寒や健康への配慮等、必要に応じて自己判断に基づく柔軟な対応を可能とすべきであり、各自の健康状態に応じた服装の着用を認める旨を校則において規定している学校もあるほか、コロナ禍における感染防止対策として、学生服等に替えずジャージによる登校を認めている学校もあります。 また、部活動時においても、同様の考え方に基づくべきであると考えております。 教育委員会といたしましては、いただいたご意見を踏まえ、服装については必要に応じて柔軟な対応をするよう、各中学校に対して指導するとともに、服装等を規定する校則についても、生徒が学級活動や生徒会活動等を通じて主体的に考える機会を確保すること、教職員や児童生徒、保護者、学校運営協議会等の意見を反映させる体制を整えること等に留意した見直しを図るよう、ガイドライン等に基づいて指導してまいります。	学校教育課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
1月26日	2月13日	<p>沼津岡宮の悪臭 市民の声でも何度も何度も挙がっていますが堆肥のような悪臭が本当に酷いです。夜の悪臭に眠れず健康被害が出そうです。 沼津インターは沼津の玄関口のはずです。玄関から悪臭がするのを許せるんですか？指導、対策など効果が出るんですか？ 調査は予め日時を指定して訪問しているなら意味がありません。該当する業者への偶発的な調査、無理なのであれば岡宮周辺の臭気レベルをある程度の期間昼夜問わず測定し公表して下さい。 これだけ市民が困っているのですから、市の指導、監督責任を果たして下さい。</p>	<p>市では、岡宮周辺の悪臭の発生源と考えられる畜産農場に対し、事前連絡無しのパトロールを定期的に実施して、事業所の操業状況や臭気の状態の把握に努めており、市が実施した測定結果に基づく指導・助言により、これまで作業内容の見直しや設備を更新するなどの対策を行ってきております。しかしながら、大幅な改善につながっていないのが実情です。 臭気測定については、環境省が定めている三点比較式臭袋法という方法で継続的に実施しております。この方法は、悪臭防止法に基づく臭気指数を算定する唯一の測定方法で、検体採取は1検体につき30秒以内と定められております。測定に当たっては、事業場の敷地境界で検体を採取し、その検体を臭気判定士と呼ばれる有資格者の嗅覚を用いて判定するもので、市ではこの測定を専門業者に委託して実施し、市ホームページで結果を公表しております。また、事前に事業者知らせて立会を求めています。職員が通常時と変わらない状況であるかを確認しており、結果を踏まえた改善指導や助言を行っております。 畜産農業の性質上、臭気そのものは避けられませんが、さらなる対策を講じることで臭気を抑制することができるよう、県や市の農業関連部署とも連携して粘り強く改善を求めてまいります。</p>	環境政策課
1月27日	2月10日	<p>市立図書館の休館日等について 4月1日土曜日は、市側が臨時職員との雇用契約を長期更新させない為に「雇止め」をすると聞いています。 特に図書館の運営は、ほとんど臨時職員で成り立っていると言っても過言ではありません。 故に、4月1日は休館日となっているのが現状です。 しかし、それは市側の都合であり、子供達の春休み中の学習の機会をたとえ一日間でも遺失させるので問題です。 また、市側の都合による「年末・年始」や「本の整頓日」等長すぎる休館日も問題です。 今の組織体制では市側の都合が優先されてしまうので、解決案として「労働能率向上」や「費用対効果」等の面から、図書館の運営を「民間会社に委託する」等、改革実行して子どもたち(市民)の都合を優先させる事を御検討頂きたく何卒宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>沼津市立図書館では、月に1度、「館内整理日」を設け、開館中ではできない「資料の確認」や「書架整理」、「展示替え」、「機器の点検作業」等を行っております。 この館内整理日は、毎月第1水曜日を基本としておりますが、祝日の場合等は翌週としたり、またご指摘の4月1日は、年度替わりの人事異動に伴う「打ち合わせ」や「新任研修」等を実施しており、正規職員、会計年度任用職員(臨時職員)とも職員全員が出勤し、作業に当たっていましたが、今後、4月1日休館日の日程変更に向けて、検討してまいります。 また、「特別整理」による長期の休館日につきましては、子どもたちの長期休暇と重ならない日程を組んでおりますが、約60万点の蔵書を1冊ずつ、いわゆる棚卸の点検を行っているため、ある程度の期間を要してしまいます。 このような作業は、大切な資料を適切に管理し、利用者の皆様にご利用いただきやすくするために欠かせない作業ですので、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、この期間におきましては、資料の貸出期間を通常の2週間より延長してご利用いただけるよう、配慮しております。 今後とも、アンケートの実施や、利用者の方から直接ご意見を伺う中で、幅広くニーズを把握し、図書館運営につきましては、利便性や費用対効果を十分検討し、より利用しやすい図書館となるよう努めてまいります。</p>	図書館